

(令和5年5月1日から適用)

文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ事業に係る特約条項

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「甲」という。）が大型放射光施設 SPring-8 にて保有する専用実験装置を、成果非占有にて利用する利用者（以下「乙」という。）は、施設供用約款に加え、次の条項に基づき実施する。

(データの取扱い)

第1条 乙は、施設利用によって得たデータの保管等を行う。

2 文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ事業（以下「ARIM 事業」という。）に関する用語の定義は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1)「データ編集」とは、データ科学を活用した解析等で乙以外の者が利活用できるように、乙が施設利用によって得たデータを汎用性、可読性の高いフォーマットに変換し、測定条件に関するメタデータを付与することをいう。

(2)「データ共用」とは、乙が指定する非共用期間を経過後、データ利用希望者に対し、構造化データを有償で提供することをいう。

3 乙は、施設利用によって得られたデータを複製したデータの全部又は一部を、ARIM 事業において利用に供するために、甲又は国立大学法人東京大学を介して国立研究開発法人物質・材料研究機構のデータベースに登録することができる。

4 前項の場合において、データの管理、データ編集及びデータ共用は、ARIM 事業にて行うものとする。

5 乙は、データを登録するときは、登録データの品質を保証する責任を負わないものとする。